

つくばみらい市告示第110号

つくばみらい市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月5日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱（令和2年つくばみらい市告示第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。